

我が子の意思を確認出来、意思の疎通が出来ることで育児不安を軽減出来たり、愛情が沸き出でたり。親子の絆作りに一役買う講座。

「手作り小物・お菓子作り」… 手作りで小物や子供向けのお菓子・離乳食などを作る講座。毎回即申し込みがいっぱいになる人気の講座。家で子どもと2人きりではなかなか出来ないけど、我が子に何か作ってあげたい。という想いを持っているママが多い。子どもはスタッフが同室で相手をしていてくれるので、安心して制作出来る。手を動かしながら自然と会話が生まれ、仲良くなるパターンが多い。

「ネイルアート」… 育児中でもたまにはおしゃれしたい。と女性は思うもの。特にクリスマスなど、イベントがある時期は人気が高かった。待ち時間で会話が生まれ、意気投合して仲良くなることもあった。

「歯の講座&プチサイン」… 歯医者に行くほどではないけれど、普段気になっている歯のケアについて勉強。参加者からは「ちょっと心配していたことが解決出来て良かった」という声。プチベビマなども通して新しい交流も生まれて良かった。



6. 得られた成果	ゆったりした空間の中で、同じ目的を持った母親同士が集まることが出来たので、意気投合し、メールアドレスや電話番号を交換するなど、今後につながる交流の場と雰囲気を作り出すことが出来た。開催当初は集客に苦労したが、児童家庭課からのチラシ配布や、市民掲示板への掲示、「協働事業」ということで設置を許可してもらえる場所も増え、徐々に定着してきたので、後半はキャンセル待ちが出るほど多数の申込をいただけるようになった。またリピーターの中から養成講座へ参加してくれる方も出て、人材の創出にも繋がった。
7. 課題	実施初期は思っていたより申込が少なく、集客に苦戦した。「協働事業」と明記することで信用度が増し、チラシ設置を許可してくれる場所が多くなったため、後半は申し込みも増えた。養成講座を複数開催し、もっと多くの人材を創出したかったが、カルチャー教室自体始めてから日が浅いため、「自分も講師になりたい」という方は当初の予想より少なかった。リピーターの中から養成講座への参加があつたので、やはり何度か体験していく内に「私も講師になりたい」という思いが強くなっていくようである。継続し続けることが課題。
8. 今後の展開	カルチャー教室は今後も継続していき、新たな講座作りにも挑戦していきたい。また今回配布していたチラシ「ウィルペーパー」を8ページまで増やし、親子への取材をする特集ページも作っていきたい。最終的には育児サークルのメンバーを増やし、現代の子育てで失われている「時間・空間・仲間」を作つて、みんなで子育てをする。という意識を定着させていきたい。
9. 補助制度に対しての意見・感想	県と協働で進めていけるため、当団体のように認知度が低くても、信用力がつき、チラシの設置や申込についても大きな後ろ盾をいただけたことが本当にありがたかった。

★ 団体紹介 ★

ママサークル「ウィルパーティ」は、主に0~3歳の未就園児を持つ母親で構成されており。「すべては子どもたちのために」を合い言葉に、子育ち・子育てしやすい環境作りを行っている団体です。現代の子育てにおいて失われている、「時間・空間・仲間」を作り出すこと。子どもとふれ合う経験のないまま親になって、育児に悩み戸惑っている親向けに、育児を学ぶ機会や、語り合う機会などを提供しています

半年かけて当団体の広報チラシ「ウィルペーパー」も浸透してきました。リピーターもだいぶ増え、参加者の中からお友達作りも出来ているので来年度も是非継続していきたいと思います。現在ホームページの充実に力を入れています。

年度末にはリニューアル出来る予定なので、是非チェックしてください。

「ウィルパーティ」→検索(<http://www.willparty.jp>)

地域活性化促進事業費補助金 取組事例

⑩

団体名	劇団さくらっ子
代表者名	山中 淑子
所在地	甲府市塩部3-5-4

1. 事業名	パフォーマンスで男女共同参画をわかりやすく推進していこう！
2. 実施期間	平成23年6月～平成24年3月
3. 補助金額	189,000円（事業費379,000円）
4. 協働のパートナー	山梨県企画県民部県民生活・男女参画課
5. 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月10日、『男だってケセラセラ3』ぴゅあ総合フェスタ2011で公演。 平成23年11月16日、ぴゅあ総合で開催された山梨県DV防止講演会で『あるDV被害者の告白』を公演。 平成23年11月19日、ぴゅあ富士で開催されたぴゅあ峡南DV防止啓発講座で『あるDV被害者の告白』を公演。 平成23年12月13日、山梨市小原西2区公民館で『男だってケセラセラ3』を公演。 平成23年12月14日、甲府市総合市民会館で開催された甲府市男女共同参画推進委員会の研修会で『男だってケセラセラ3』を公演。 平成24年1月 『あるDV被害者の告白』のDVD作製。各所に配布予定。
6. 得られた成果	<p>・山梨県DV防止講演会では、寸劇『あるDV被害者の告白』を公演したが、その後の講演で、講師の西山さつき氏が劇の内容を織り交ぜながらお話くださったので、たいへん効果的であった。その結果、参加者からは、「劇は構成が工夫されていて分かりやすかった」「リアルで心が痛みました」「言葉がはっきりしていて聞きやすかった」などのアンケート結果をいただいた。この会では、県の情報力、集客力を大いに活かしていただき、劇団さくらっ子の普段の客層（多くは50代、60代の女性）とは異なる方々に多数ご参加いただけことは大きな収穫であった。特に、県関係の方が大勢いらしたので、今後、学んだことを何らかの形で施策に活かしていただけるのではないかと思う。県との協働の大切さを痛感した。</p> <p>・ぴゅあ富士で行われた「DV防止啓発講座」では、参加人数は少なかったが、そ</p>



	<p>の後のワークショップに参加し、地域の推進委員、保健師、Y M C A職員、その他人権関係の方がたと話し合い充実した時間を過ごすことができた。アンケートには、「今後の活動につなげたい」「地域での具体的な活動につなげたい」などのご意見を多くいただき、いわゆる活動をしている方たちにアピールすることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨市で行った『男だってケセラセラ 3』は、男性問題を男女共同参画の視点から描いた寸劇であるが、数日後、C A T Vで山梨市一帯に放映され、その会場に来られなかつた他の多くの方たちにも観ていただくことができた。 ・甲府市の男女共同参画推進委員会の研修会では、公演後のワークショップにさくらっ子のメンバーも参加し、「男性問題」に関して推進委員さんたちと率直な意見を交わすことができた。このことにより、第3次甲府市男女共同参画推進プランが策定されたときに、おそらくその中に盛り込まれる「男性問題」を推進委員さんたちによりよく理解していただけたことと思う。 <p>私たちの活動は、即その成果を図ができるものではないが、だからこそ、継続することが大事であると考える。</p>
7. 課題	「男性にとっての男女共同参画」というテーマは、男女共同参画は女性のためのものだと考えがちな男性たちを取り込むためのよい突破口となることを期待していたが、そう簡単ではないことがわかった。これまでの新作とちがって、公演依頼が非常に少なかったからだ。しかし、これは重要なテーマなので、今後、新たな戦略を検討しなければならないと思う。
8. 今後の展開	『あるDV被害者の告白』のDVDが完成したので、これを広く配布すると同時に、要望があれば公演へつなげて、DV防止の啓発活動を継続していく。更に、「第3次男女共同参画推進計画」の中に「子どもにとっての男女共同参画」という分野が新たに加わったので、学校におけるいじめの問題を扱った寸劇を完成させる予定である。来年度は主に、DV・いじめなどの人権問題に取り組んでいきたい。
9. 補助制度に対しての意見・感想	資金力のない私たちのようなグループにとって、助成金はたいへんありがたいものである。そのお陰で今年は、プロジェクトを購入でき、DV防止のための啓発活動の中で大いに活用できた。また、念願であったホームページの開設やDVD作製も実現することができた。これらは今後の活動にも大いに役立つものである。また、助成金をもらえたという事実が団員の自信にもつながっている。

★ 団体紹介 ★



劇団さくらっ子は、男女共同参画、環境問題、社会問題をテーマに寸劇で啓発活動を行っているグループです。今年、公式のHPを開設しました。URLは、<http://gekidansakurakko.wordpress.com/>です。

山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域活性化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、NPOなど営利を目的としない民間団体と県との協働を推進するとともに、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動（以下「事業等」という。）を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体は、次の要件全てに該当する営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無を問わない。

- (1) 山梨県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動していること
- (2) 10人以上で構成されていること

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくりの推進を図る事業等
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業等
- (3) 環境の保全を図る事業等
- (4) 教育・文化・スポーツの振興を図る事業等
- (5) 国際化の推進を図る事業等
- (6) 地域の安全を図る事業等
- (7) その他地域の活性化に資するものと知事が認める事業等

(補助区分、補助率、補助限度額等)

第5条 補助区分は、次のとおりとする。

- (1) チャレンジ事業支援
先進性、継続性、事業効果の広域性などがある新規事業等に対する支援
 - (2) 協働促進事業支援
行政課題・社会的課題に対し、NPO等民間団体と県が対等な立場で、共通の目的を持って、ひとつの事業を協力して実施することにより相乗効果が期待される事業等に対する支援
 - (3) 安全・安心なまちづくり事業支援
地域ぐるみの防犯活動を通じて、犯罪の起こりにくいまちづくりを行う事業等に対する支援
- 2 補助率は、補助対象事業費の1／2以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。
- 3 補助回数は、1団体1回限りとする。ただし、第1項(2)の協働促進事業支援については、この限りではない。
- 4 補助限度額は、チャレンジ事業支援及び協働促進事業支援については、100万円とし、安全・安心なまちづくり事業支援については、30万円とする。

- 5 補助対象事業費が、チャレンジ事業支援及び協働促進事業支援については、30万円未満の事業等は補助の対象としない。安全・安心なまちづくり事業支援については、10万円未満の事業等は補助の対象としない。
- 6 補助対象経費は、別表のとおりとする。
- 7 行政機関、財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業等は、補助の対象としない。ただし、安全・安心なまちづくり事業支援に該当する事業等で市町村から助成を受ける事業等については、この限りではない。

(募集)

第6条 募集は、別に定める募集要項により行う。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の期日までに、山梨県地域活性化促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 団体調書（様式第1号の4）
- (4) 会員名簿
- (5) その他知事が必要と認めるもの

(調査)

第8条 知事は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

第9条 審査は、一次審査（書類等）及び二次審査（選考委員会）により行う。

2 選考委員会の審査方法については、別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条の審査に基づいて、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助事業の変更等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合
 - (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。）をしようとする場合
 - (3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合（ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の20%以内を減額する場合を除く。）
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、補助事業終了後又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）
- (3) 経理関係書類（領収書の写し）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、第12条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付決定額の1/2を限度とし、概算払いとすることができる。

2 概算払いを受けようとする補助事業者は、概算払い請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月14日から施行する。
- 2 山梨県地域づくり推進事業助成金交付要綱（平成2年7月17日施行）は廃止する。
- 3 共生のまちづくり塾開催事業費補助金交付要綱（平成10年7月16日施行）は廃止する。
- 4 この要綱の施行前に、山梨県地域づくり推進事業助成金の交付を受けた者は、第5条第1号別表の起業化支援の補助を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱に定めた起業化支援の交付を受けた者は、第5条第3項の規定にかかわらず、補助回数を2回限りとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 第5条第3項に規定する補助回数は、平成17年度以前に山梨県地域活性化促進事業費補助金の交付を受けた回数を算入しない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表) 補助対象経費

食糧費、事務費・人件費等の経常的な運営費及び研修旅費並びに恒久的施設の維持・整備費を除く、次に掲げる事業等に要する経費とする。

科 目	内 容
謝 金	演奏者、講師、アドバイザーなどへの謝礼等
旅 費	演奏者、講師、アドバイザーなどへの旅費等
消 耗 品 費	舞台、看板などの飾り付け用品、食材などの材料、チラシ印刷用紙、封筒、競技・イベントなどの消耗品の購入費等
印 刷 費	パンフレット、ちらし、ポスター、賞状、報告書などの印刷費等
修 繕 費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品等の修繕費
借 上 料	音響、照明などの機器、会場、自動車、縫いぐるみなどの用具の借上代等
郵送運搬費	事業等に係る郵送料、機器の運搬費等
保 険 料	イベント等の保険等
備品購入費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品の購入費。ただし、1件あたり10万円以内とし、総額20万円以内とする。
その他知事が事業実施に必要と認める経費	

発行 山梨県企画県民部 県民生活・男女参画課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1
E-mail kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp
電話 055-223-1351
FAX 055-223-1354